

# 篠山市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

単位：千円

区分	住民基本 台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の 人件費率
平成25年度	43,611人	23,201,765	440,626	3,299,295	14.2%	15.1%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

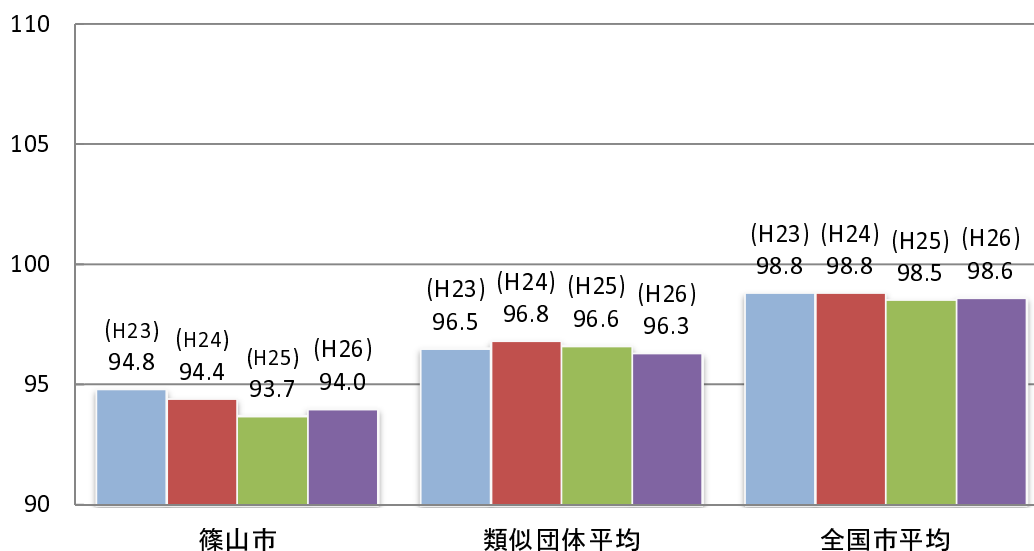
単位：千円

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成25年度	398人	1,385,025	218,367	509,080	2,112,472	5,308
						(参考) 類似団体一人当 たり給与費
						5,607

(注) 1.職員手当には退職手当を含まない。

(注) 2.職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1.ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(注) 2.類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(注) 3.平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

[  実施 ]  未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日  
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引き下げなし。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理諸君特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

給与等の削減状況（平成26年4月1日現在）

区分	給料	期末手当	管理職手当	措置期間
市長	30%削減	44%削減	-	平成20年10月～在任中
副市長・教育長	15%削減	15%削減	-	平成20年10月～在任中
一般職	5%削減	2%削減	10%削減	平成20年10月～平成27年3月

2 職員の平均給与月額、初任給の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料・給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
篠山市	41.6歳	309,215円	352,407円	330,372円
兵庫県	44.3歳	338,000円	436,666円	393,936円
国	43.5歳	335,000円	—円	408,472円
類似団体	42.7歳	320,225円	372,857円	345,804円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
篠山市	49.6歳	15人	314,931円	346,840円	334,393円	—	—	—	—
うち清掃職員	48.5歳	11人	310,100円	340,146円	326,982円	廃棄物処理業	44.7歳	288,100円	1.18
兵庫県	52.7歳	580人	330,000円	400,516円	368,554円				
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—円	326,611円				
類似団体	49.6歳	21人	310,621円	336,564円	323,268円				

区分	参考		参考 C/D
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	
篠山市	—円	—円	—
うち清掃職員	5,445,452円	3,939,100円	1.38

（注）1.民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成22～24年の3ヶ年平均）

（注）2.技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

（注）3.年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職（幼稚園教諭）

区 分	平均 年齢	平均 給料月額	平均 給与月額
篠山市	35.0歳	268,200円	280,183円
兵庫県	42.3歳	356,500円	415,773円
類似団体	41.8歳	306,603円	329,708円

④ 看護職

区 分	平均 年齢	平均 給料月額	平均 給与月額	平 均 給与月額 (国ベース)
篠山市	48.4歳	324,976円	357,642円	349,656円
国	46.3歳	315,397円	－円	345,048円
類似団体	40.9歳	302,267円	352,201円	314,406円

(注) 1. 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 (注) 2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		篠山市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	163,590円	176,642円	172,200円
	高校卒	137,275円	143,131円	140,100円
技能労務職	高校卒	139,365円	139,809円	137,200円
	中学卒	－円	－円	－円
教 育 職 (幼稚園教諭)	大学卒	163,590円	197,257円	－円
	高校卒	－円	175,372円	－円
看 護 職	大学卒	193,800円	－円	－円
	高校卒	－円	－円	－円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験数10年	経験数20年	経験数25年	経験数30年
一般行政職	大学卒	245,290円	332,595円	381,995円	394,725円
	高校卒	209,285円	302,480円	338,295円	384,655円
技能労務職	大学卒	188,765円	252,890円	284,620円	313,595円
	中学卒	－円	－円	－円	－円
教 育 職 (幼稚園教諭)	大学卒	245,290円	332,595円	381,995円	394,725円
	高校卒	－円	－円	－円	－円
看 護 職	大学卒	259,160円	318,060円	341,525円	354,730円
	高校卒	－円	－円	－円	－円

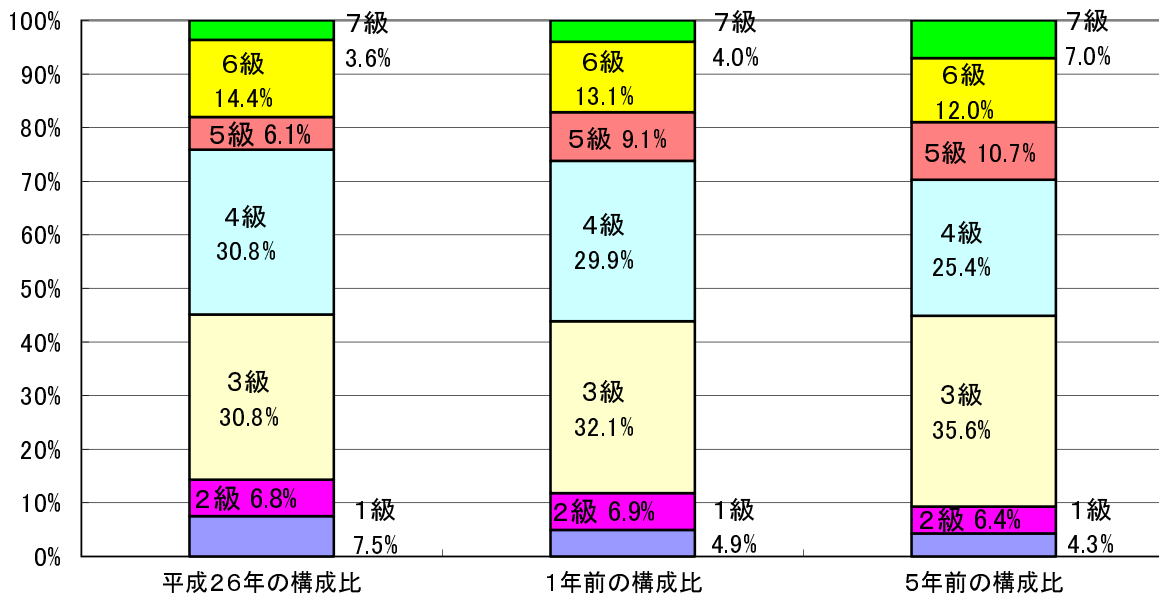
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・次長	10	3.6	366,200円	456,200円
6級	課長・副課長	40	14.4	320,600円	422,600円
5級	課長補佐	17	6.1	289,200円	400,600円
4級	係長	86	30.8	261,900円	398,300円
3級	主査	86	30.8	222,900円	354,700円
2級	主事	19	6.8	185,800円	307,800円
1級	主事	21	7.5	135,600円	243,700円

(注) 1. 篠山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注) 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(給料表の1級及び2級並びに4級をそれぞれ統合)

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 昇給の実施時期  
毎年1月1日
- 勤務評定  
勤務成績の評定は、地方公務員法第40条の規定に基づき、毎年1月1日を評定基準日として全職員を対象に実施しています。
- 昇給者への勤務成績の反映状況  
懲戒処分、分限処分、病欠休暇等による昇給号給数の調整を実施しています。

### 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末・勤勉手当（平成25年度）

篠山市		兵庫県		国	
1人当たり平均支給額 1,337千円		1人当たり平均支給額 1,803千円		—	
期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算 5%~10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算 5%~20% (抑制後 4~10%) 管理職加算 10%~20% (抑制後 5~10%)		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	

(注) 括弧内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への勤務実績の反映状況

懲戒処分、分限処分、病気休暇等による成績率の調整を実施しています。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

篠山市			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
一人当たり 平均支給額	-円	24,834千円			
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在） ※篠山市は該当なし

支給実績			千円
支給職員1人当たり平均支給年額			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	%	数	%
—	%	数	%
—	%	数	%
—	%	数	%

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）				18,187千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算：全会計）				213,965円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）				19.1%
手当の種類				7種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
医師手当	診療所医師	医師業務	500,000円以内	
感染症対応作業手当	感染症対応作業従事者	感染症対応作	1,000円（日額）	
犬、ねこ等動物死体処理作業手当	犬、ねこ等動物死体処理作業従事者	犬、ねこ等動物死体処理作業	500円（日額）	
行旅死亡人等取扱作業手当	看護、移送、埋葬に従事した者	行旅死亡人等取扱作業	1,000円（日額）	
家畜死廃処理作業手当	家畜死廃処理作業従事者	家畜死廃処理作業	500円（1回）	
水火災等出動手当	消防職員で機関員、その他	水火災等出動業務	510円、380円（1回）	
緊急出動手当	消防職員で救命士、機関員、その他	救急出動業務	510円、380円、240円（1回）	

(注) 特殊勤務手当については、平成18年度から9種類の手当を廃止し、7種類の手当のみとしている。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）				88,889千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）				245千円
支給実績（平成24年度決算）				91,549千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）				203千円

(6) その他の手当（平成26年4月1日）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	1人当たり支給年額
				(25年度決算)	(25年度決算)
扶養手当	(1)配偶者13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円、職員に配偶者がいない場合、そのうち1人は11,000円。ただし、16歳の年度始めから22歳の年度末までの子がいる場合、5,000円加算	同		59,387千円	255,978円
住居手当	家賃支払者 家賃支払者に応じて最高27,000円まで	同		17,458千円	290,967円
通勤手当	(1)交通機関利用者実費支給 ただし、最高限度額55,000円 (2)交通用具利用者 1km以上2km未満 1,300円 2km以上3km未満 2,500円 3km以上4km未満 3,400円 4km以上5km未満 4,300円 5km以上7km未満 5,200円 7km以上10km未満 6,600円 10km以上15km未満 8,000円 15km以上20km未満 10,600円 20km以上25km未満 13,200円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,400円 35km以上40km未満 21,000円 40km以上45km未満 23,600円 45km以上 26,200円	異	(2)交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,100円 35km以上40km未満 18,500円 40km以上45km未満 20,900円 45km以上50km未満 21,800円 50km以上55km未満 22,700円 55km以上60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	37,188千円	94,386円
管理職手当	部長 63,000円 次長 45,000円 課長 36,000円 副課長 31,500円	異	国の管理職特別調整額として、10～4級制となっており、特別調整額としては、139,300～46,300円	32,238千円	481,164円

(注) 持家の住居手当支給額については、平成25年4月から廃止。

6 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日）

区分		給料月額等（平成26年度支給割合）	
給料	市長	585,900円 (837,000)円	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000円/259,000円
	副市長	566,100円 (666,000)円	816,000円/483,000円
報酬	議長	475,000円	545,000円/230,000円
	副議長	385,000円	474,000円/200,000円
	議員	350,000円	442,000円/180,000円
期末手当	市長	3.16月分 (4.1)月分	/
	副市長	4.1月分	
	議長	4.1月分	
	副議長	4.1月分	
	議員	4.1月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×41/100×48月	1期の手当額・(支給時期) 11,530,512円・(任期毎)
	副市長	(算定方式) 給料月額×25/100×48月	1期の手当額・(支給時期) 6,793,200円・(任期毎)

(注) 給料及び報酬の括弧内は、減額措置を行う前の金額である。

7 職員の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

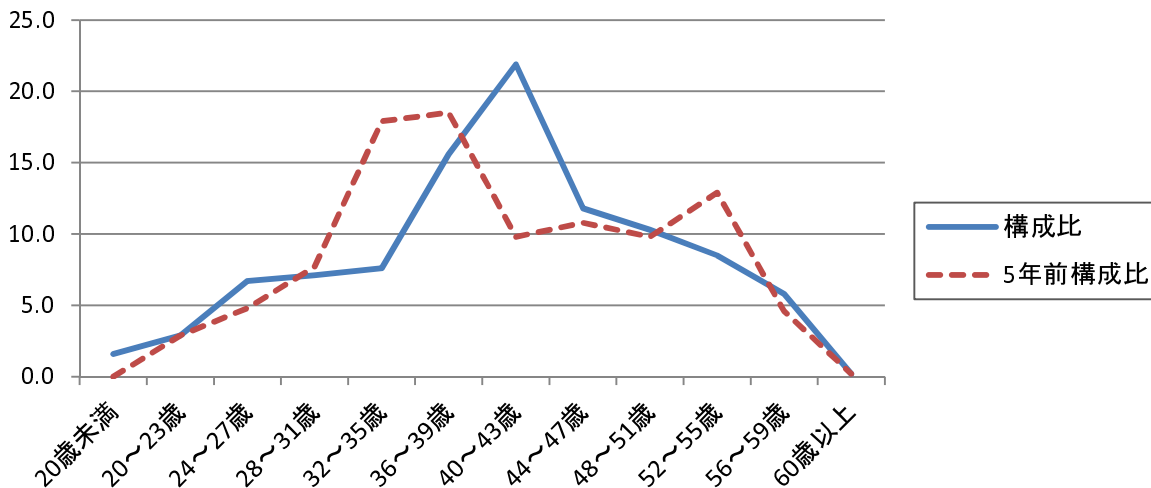
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	5	5	0	
	総務	89	86	△3	事務の統廃合縮小による
	税務	20	20	0	
	農林	20	25	5	機構改革による
	労働	1	1	0	
	商工	5	8	3	
	土木	18	18	0	
	民生	55	49	△6	複数担当者の部門見直しによる
	衛生	41	34	△7	機構改革及び複数担当者の部門見直しによる
	計	254	246	△8	<参考> 人口1万人当たり職員数 177.28人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.69人)
	教育部門	83	87	4	複数担当者の部門見直しによる
消防部門	64	64	0		
小計	401	397	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 109.85人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.66人)	
公営企業会計部門	病院	9	9	0	
	水道	16	16	0	
	下水道	5	4	△1	一般行政部門(普通会計)にて1名計上していることによる
	その他	15	22	7	複数担当者の部門見直しによる
	小計	45	51	6	
合計	446	448	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.35人	
	[495]	[495]	0		

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数である。

(注) 2. [ ] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	7人	13人	30人	32人	34人	70人	98人	53人	46人	38人	26人	1人	448人

(3) 職員数の推移

年度 部門別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	282	274	269	257	255	247	△35 (△12.4%)
教育	83	84	82	87	84	88	5 0
消防	64	64	64	64	64	64	0 (00.0%)
普通会計	429	422	415	408	403	399	△30 (△7.0%)
公営企業会計	53	52	46	45	45	51	△2 (△3.8%)
総合計	482	474	461	453	448	450	△32 (△6.6%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成25年度	1,589,069千円	99,773千円	90,121千円	5.7%	6.9%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成25年度	16人	57,595千円	11,378千円	20,790千円	89,763千円	5,610千円
						(参考) 類似団体一人当 たり給与費 6,123千円

(注) 1.職員手当には、退職手当を含まない。

(注) 2.職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成26年4月1日現在の給与等の削減状況は次のとおりです。

区分	給料	期末手当	管理職手当	措置期間
一般職	5%削減	2%削減	10%削減	平成20年10月～平成27年3月

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
篠山市	41.9歳	311,291円	467,516円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円
事業者	-歳	-円	-円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。



③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当（平成25年度）

篠山市		篠山市（一般行政職・団体平均）	
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
1,299千円		1,336千円	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級による加算措置		職制上の段階、職務の級による加算措置	
役職加算 5%~10%		役職加算 5%~10%	

(注) 括弧内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

篠山市			篠山市（一般行政職・団体平均）		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
一人当たり 平均支給額	-円	-円			24,809千円
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在） ※篠山市は該当なし

支給実績		-千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		-円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
-	%	数	%
-	%	数	%
-	%	数	%
-	%	数	%

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在） ※公営企業に係る特殊勤務手当はありません。

支給実績（平成25年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算：全会計）		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）		%	
手当の種類		種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(注) 平成18年度から廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	2,380千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	183千円
支給実績（平成24年度決算）	2,553千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	182千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日）

手当名	内容および支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績	
				(25年度決算)	1人当たり支給年額 (25年度決算)
扶養手当	(1)配偶者13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円、職員に配偶者がいない場合、そのうち1人は11,000円。ただし、16歳の年度始めから22歳の年度末までの子がいる場合、5,000円加算	同		1,698千円	188,667円
住居手当	家賃支払者 家賃支払者に応じて最高27,000円まで	同		1,944千円	324,000円
通勤手当	(1)交通機関利用者実費支給 ただし、最高限度額55,000円 (2)交通用具利用者 1km以上2km未満 1,300円 2km以上3km未満 2,500円 3km以上4km未満 3,400円 4km以上5km未満 4,300円 5km以上7km未満 5,200円 7km以上10km未満 6,600円 10km以上15km未満 8,000円 15km以上20km未満 10,600円 20km以上25km未満 13,200円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,400円 35km以上40km未満 21,000円 40km以上45km未満 23,600円 45km以上 26,200円	同		1,214千円	86,714円
管理職手当	部長 63,000円 次長 45,000円 課長 36,000円 副課長 31,500円	同		1,620千円	540,000円

(注) 持ち家の住居手当支給額については、平成25年4月から廃止。